

離島等供給約款以外の供給条件

(料金についての特別措置)

令和4年12月16日実施

北海道電力ネットワーク株式会社

20221207 資 第 20 号

承 認

令 和 4 年 12 月 16 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ））（4）、離島約款〔低圧〕19（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧〕23（低圧時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧〕25（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（2）ニ、離島約款〔低圧〕27（深夜電力C）（4）、離島約款〔低圧〕28（融雪用電力A（ホットタイム19））（4）、離島約款〔低圧〕29（融雪用電力B（ホットタイム22））（4）、離島約款〔低圧〕30（融雪用電力C（ホットタイム19エコ））（4）、離島約款〔低圧〕31（融雪用電力D（ホットタイム22エコ））（4）、離島約款〔低圧〕32（融雪用電力L（ホットタイム22ロング））（4）、離島約款〔低圧〕附則4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）、離島約款〔高圧〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧〕16（業務用ウイークエンド電力）（4）、離島約款〔高圧〕17（高圧電力）（5）、離島約款〔高圧〕18（高圧電力Ⅰ型）（4）、離島約款〔高圧〕19（高圧電力Ⅱ型）（4）、離島約款〔高圧〕20（高圧電力Ⅲ型）（4）、離島約款〔高圧〕21（臨時電力）（3）、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（1）ハ、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（2）ハ、離島約款〔高圧〕23（予備電力）（3）、離島約款〔高圧〕24（融雪用電力A）（4）、離島約款〔高圧〕25（融雪用電力B）（4）、離島約款〔高圧〕26（融雪用電力C）（4）、離島約款〔高圧〕27（融雪用電力D）（4）、離島約款〔高圧〕附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）もしくは離島約款〔高圧〕附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、離島約款 [低圧] 15 (定額電灯) (4) もしくは離島約款 [低圧] 21 (公衆街路灯) (1) ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (1) ニ、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (1) ハ、離島約款 [低圧] 24 (臨時電力) (3) イ もしくは離島約款 [低圧] 26 (深夜電力A および深夜電力B) (1) ホの料金または離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (2) ニ、離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (3) ホ、離島約款 [低圧] 17 (時間帯別電灯 (ドリーム8)) (4)、離島約款 [低圧] 18 (ピーク抑制型時間帯別電灯 (ドリーム8エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 19 (3時間帯別電灯 (eタイム3)) (4)、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (2) ハ、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (3) ロ、離島約款 [低圧] 21 (公衆街路灯) (2) ニ、離島約款 [低圧] 22 (低圧電力) (5)、離島約款 [低圧] 23 (低圧時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧] 24 (臨時電力) (3) ロ、離島約款 [低圧] 25 (農事用電力) (3)、離島約款 [低圧] 26 (深夜電力A および深夜電力B) (2) ニ、離島約款 [低圧] 27 (深夜電力C) (4)、離島約款 [低圧] 28 (融雪用電力A (ホットタイム19)) (4)、離島約款 [低圧] 29 (融雪用電力B (ホットタイム22)) (4)、離島約款 [低圧] 30 (融雪用電力C (ホットタイム19エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 31 (融雪用電力D (ホットタイム22エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 32 (融雪用電力L (ホットタイム22ロング)) (4)、離島約款 [低圧] 附則4 (深夜電力Dのお客さまについての特別措置) (2)、離島約款 [高圧] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧] 16 (業務用ウイークエンド電力) (4)、離島約款 [高圧] 17 (高圧電力) (5)、離島約款 [高圧] 18 (高圧電力I型) (4)、離島約款 [高圧] 19 (高圧電力II型) (4)、離島約款 [高圧] 20 (高圧電力III型) (4)、離島約款 [高圧] 21 (臨時電力) (3)、離島約款 [高圧] 22 (自家発補給電力) (1) ハ、離島約款 [高圧] 22 (自家発補給電力) (2) ハ、離島約款 [高圧] 23 (予備電力) (3)、離島約款 [高圧] 24 (融雪用電力A) (4)、離島約款 [高圧] 25 (融雪用電力B) (4)、離島約款 [高圧] 26 (融雪用電力C) (4)、離島約款 [高圧] 27 (融雪用電力D) (4)、離島約款 [高圧] 附則3 (臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い) もしくは離島約款 [高圧] 附則4 (自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い) の電力量料金は、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ (イ), (ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額

を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (r) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さま

に計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円の場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135円94銭	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭

(d) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量

から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円82銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円28銭5厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 2 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 2 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 2 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 2 3 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 2 9 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 9 円 6 9 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	18銭9厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。